様式第二から様式第四までの様式中「平成　　年」を「　　年」に、「平成　年」を「年」に改める。

様式第五及び様式第六中「平成　　年」を「　　年」に改める。

様式第七中「平成　　年」を「　　年」に、「平成〇年」を「〇年」に改める。

様式第八中「平成　　年」を「　　年」に改める。

様式第九中「平成　　年」を「　　年」に、「平成〇年」を「〇年」に改める。

第三条　健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正

十七号）の一部を次のように改正する。

様式第九号中「平成　　年」を「　　年」に改める。

第四条　食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部改正

内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成　　年」を「　　年」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府令第一号
○総務省令第一号
○文部科学省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府
自治省

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号の一、別紙様式第二号、別紙様式第五号、別紙様式第六号、別紙様式第七号の一、第七号の十四及び第七号の十六並びに別紙様式第八号中「平成」を「令和」に改める。

別紙様式第九号中「昭和　平成」を「昭和　平成　令和」に改める。

別紙様式第十四号（表面）、別紙様式第十九号（表面）、別紙様式第二十号（表面）、別紙様式第二十一号の二及び別紙様式第二十二号中「平成」を「令和」に改める。

別紙様式第二十三号（裏）中「平成」を「令和」に、「明・大・昭・平」を「昭・平・令」に改める。

別紙様式第二十五号（表）及び別紙様式第二十五号の二（表）中「平成」を「令和」に改める。

別紙様式第二十六号（表）中

「明治　大正　昭和　平成」	を	「昭和　平成　令和」	に、	「交付年月日	平成　年　月　日」	を	「発効年月日	平成　年　月　日」

に改める。

年月日	令和　年　月　日
年月日	令和　年　月　日」

別紙様式第二十七号中「平成」を「令和」に改める。

別紙様式第三十五号中「平成　年度末分」を「令和　年度末分」に、(3)及び(4)中「平成　年3月末累計」を「令和　年3月末累計」に改める。

別紙様式第三十七号（表）、別紙様式第三十八号（表）、別紙様式第四十号（表面）及び別紙様式第四十一号（表面）中「平成」を「令和」に改める。

別紙様式第四十四号中「大正　昭和　平成」を「昭和　平成　令和」に、

「組合員資格取得年月日	昭和　平成　年　月　日」	を	「組合員資格取得年

に、「午前　午後」を「午前　午後」に、

「下船年月日	令和　年　月　日」	を	「下船年月日	令和　年　月　日	下船後3月満了年月日	令和　年　月　日

に、「上記のとおり相違ないことを証明します。」を「上記のとおり相違ないことを証明します。」に改める。

令和　年　月　日

別紙様式第四十六号（表面）及び別紙様式第四十六号の二（表面）中「平成」を「令和」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際現に存するこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この命令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○内閣府令・財務省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、及び準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）第十一条第二項の規定に基づき、指定金融機関の日本銀行預け金の額が不足する場合における日本銀行の政府に対する納付金の納付手続に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣臨時代理
国務大臣　石田　真敏

指定金融機関の日本銀行預け金の額が不足する場合における日本銀行の政府に対する納付金の納付手続に関する命令の一部を改正する命令

指定金融機関の日本銀行預け金の額が不足する場合における日本銀行の政府に対する納付金の納付手続に関する命令（昭和三十二年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

別紙書式中「平成　年　月分」を「令和　年　月分」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）第八条第一項の規定による計算の基礎となる月の末日がこの命令の施行の日前に到来したものに係る同条第二項の規定により納付する場合の領収金額報告書の書式については、なお従前の例による。